

監査発第127号
令和3年12月27日

請求人 様

福知山市監査委員 長坂 勉

福知山市監査委員 柴田 実

福知山市職員措置請求について（通知）

令和3年11月1日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づく福知山市職員措置請求について、下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

請求人から令和3年11月1日付けで提出された請求書の内容は次のとおりであった。

1 請求の要旨（原文のまま掲載。）

（1）別紙参照あり

令和2年10月30日より令和3年3月16日の間 成功報酬額について（略）弁護士と協議した職員が学校日誌ハイキ裁判にて1万5000円の賠償がでたにもかかわらず（略）いじめ裁判と同等の報酬金を支払っている

前回の監査発第84号では全面勝訴ではないことが監査できていない。

（2）55,554円の出張経費も大阪高裁出廷であるため出張経費ではなく実際にかかった公共の交通費の支出をすべきである。

（（略）弁護士が大阪高裁出廷の場合はできませんので）

- (3) 普通に考えて勝訴の場合のみ報酬金を与えるべきで55万円+55554円（公共の交通費をひいた額）の損害が本市に生じている。
- (4) 上記（1）での関係職員（（略）弁護士と協議した職員）に市庫への返還を求める。

2 請求者

住所 福知山市（略）
氏名 （略）

3 請求書の補正及び事実証明書の提出

令和3年11月1日の提出時に、請求書に必要な記載事項の追記などの補正を求めたうえで請求書及びその事実証明書を同日に収受した。

4 請求人が提出した事実証明書

資料受付番号 証資料1から証資料3までの事実証明書
（なお、これらの書面については、本監査結果への記載を省略した。）

第2 請求の受理

本件請求は、令和3年11月8日に監査委員の合議により、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年11月1日付けをもって受理した。

第3 請求人の陳述及び追加資料の提出

法第242条第7項の規定に基づき、証拠書類の追加提出及び陳述の機会を付与した。

請求人より、令和3年11月12日に追加資料（証資料4から証資料9）が提出された。また、令和3年11月18日に「陳述はしない。」旨の意思表示があった。

第4 監査の実施

1 監査の対象機関

市民総務部総務課

2 監査対象事項

請求の要旨の内容から、次の2項目を監査対象事項とした。

- (1) 大阪高等裁判所令和2年(ネ)第898号慰謝料等請求控訴事件(以下「学校日誌ハイキ裁判」という。)が、福知山市の全面勝訴でないにもかかわらず、福知山市が全面勝訴した大阪高等裁判所令和元年(ネ)第1961号損害賠償請求控訴事件・大阪高等裁判所令和元年(ネ)第2328号同附帯控訴事件(以下「(略)いじめ裁判」という。)と同じ成功報酬額を市顧問弁護士に支払っていることについての違法性・不当性
- (2) 公共交通機関の交通費の実費以上の出張経費を市顧問弁護士に支払っていることについての違法性・不当性

3 監査対象部署の説明

令和3年11月18日に市民総務部総務課に対して聴取を行い、以下のとおり説明があった。

- (1) 弁護士の成功報酬の金額について、市顧問弁護士と協議したのはだれか。

課内で成功報酬の金額について協議した後、その金額を(略)課長補佐が市顧問弁護士と協議した。

- (2) 「学校日誌ハイキ裁判」の成功報酬の算定式は、「(略)いじめ裁判」とまったく同じか。

同じである。

同一請求人による前回の住民監査請求の事情聴取において説明したとおり、「事件の難易度」、「処理に要した労力」、「事件の重大性」により算定しており、今回の成功報酬額の決定に関しては、二審判決において本市に一部賠償責任が発生したことを「処理に要した労力」の部分で評価した上で成功報酬額の案を算定し、市顧問弁護士に当該額を提示して了承をいただいたものである。

- (3) 算定式はいつからできているのか。

市顧問弁護士が(略)弁護士になる以前からできている。

- (4) 算定式は一般的なもののか。

弁護士成功報酬額は損害賠償額の何%とかで決められることもあるが、市で

は裁判に勝訴したとしても得るものがないため、算定式を用いて成功報酬額を算定している。

(5) 出張経費の単価27,777円の積算根拠はあるのか。

平成19年頃の「京都弁護士会報酬等規程」を参考に、一般法律相談料25,000円に源泉徴収額分を加えた額である。

(6) 市外出張は、大阪高等裁判所や福知山市への出張を想定しているのか。

そうである。

(7) 今回の出張経費の額は標準的な金額か。

近年の相場では弁護士が事務所以外の場所に出向いて、弁護活動を行う場合、半日では3～5万円、1日では5～10万円となっている。

第5 監査の結果

1 事実の確認

本件請求の要旨及び提出された事実証明資料並びに関係人の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 「学校日誌ハイキ裁判」は福知山市の全面勝訴でないにもかかわらず、福知山市が全面勝訴した「(略) いじめ裁判」と成功報酬が同額であること

市顧問弁護士の成功報酬額の決定については、同一請求人による住民監査請求(令和3年8月6日付けで受理、令和3年9月29日付け監査発第84号で監査結果を通知)において確認しているように福知山市で「事件の難易度」、「処理に要した労力」、「事件の重大性」により算定し、弁護士に提示、双方確認の上で決定している。

「学校日誌ハイキ裁判」は、「(略) いじめ裁判」と同じ算定式により成功報酬額を算定しているため、成功報酬額が同じになることはある。

市顧問弁護士の成功報酬額は「事件の難易度」、「処理に要した労力」、「事件の重大性」により算定しており、今回、一部損害賠償責任が生じた「学校日誌ハイキ裁判」の判決については「処理に要した労力」の部分で評価している。

また、住民監査請求では請求人が主張する事由以外の点にわたっても監査す

ることができることから、令和3年8月6日付けで提出された住民監査請求において、「学校日誌ハイキ裁判」についての市顧問弁護士の成功報酬額に係る事案を協議する中で、成功報酬の金額及びその支出が財務会計上の違法・不当でないことは確認している。

今回の住民監査請求は、令和3年8月6日付けの住民監査請求から証拠書類や違法・不当事由の表現は異なるものの、基本として同じ財務会計行為に関わるものであり、令和3年9月29日付け監査発第84号で監査結果を通知した同一請求人による住民監査請求と同一内容である。

(2) 出張経費として支出された金額

出張経費の単価については、平成19年頃の「京都弁護士会報酬等規程」を参考に設定しており、弁護士を一定時間依頼人の用務で拘束することに対する費用弁償（日当）に交通費を含めて支払っている。

また、近年の相場では事務所以外の場所に出向いて弁護活動を行う場合は、半日で3～5万円である。

「学校日誌ハイキ裁判」における福知山市との訴訟代理人契約では、委託契約書第5条に出張経費として、「訴訟の遂行上、京都市の事務所より京都市外に出張しなければならない場合は、1日につき27,777円を報償費として支給する」と記載されており、出張経費は判決結果に関わらず、市顧問弁護士に支払うこととなっている。

「学校日誌ハイキ裁判」に関わる訴訟において、市顧問弁護士の大阪高等裁判所への出張は令和2年8月19日と令和2年9月15日の2回であり合計55,554円となる。

2 監査委員の判断

本件措置請求において、監査対象とした事項について、以下のとおり判断した。

(1) 「学校日誌ハイキ裁判」は福知山市の全面勝訴でないにもかかわらず、福知山市が全面勝訴した「(略) いじめ裁判」と同じ成功報酬額を市顧問弁護士に支払っていることについての違法性・不当性

請求人は福知山市側が全面勝訴となった「(略) いじめ裁判」と一部勝訴となった「学校日誌ハイキ裁判」の成功報酬額が同額となることはおかしいと主張しているが、同一請求人が行った前回の住民監査請求において、市顧問弁護士と締結した委託契約書の第2条に「甲は、乙に対し、別紙に規定する弁

護士報酬、諸費用を支払うものとする。ただし、勝訴の判決が得られない場合は、成功報酬は支払わないものとする。」と記載されているのは確認しており、「学校日誌ハイキ裁判」の判決の主文「4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを220分し、その219を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。」のとおり、福知山市側の勝訴の判決が得られたものであり、成功報酬を支払うことは委託契約に基づく履行である。

また、福知山市では弁護士の成功報酬は、それぞれの「事件の難易度」、「処理に要した労力」、「事件の重大性」により、成功報酬額を算定し、その算定された金額を基に、その成功の程度に応じて弁護士と協議の上、最終的な成功報酬額を決定することとしている。

今回の「学校日誌ハイキ裁判」における福知山市との訴訟代理人契約についても、判決の主文にある「4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを220分し、その219を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。」とする判決結果を「処理に要した労力」の部分で評価し、成功報酬額を算定した上で、市顧問弁護士と協議し、最終的に55万円を成功報酬の額として決定しており、同一請求人による令和3年8月6日付けの住民監査請求時に監査した内容と同一で、違法または不当な点はなかった。

今回、同一請求人が行った住民監査請求は、証拠書類や福知山市職員措置請求書の表現内容は異なるものの、令和3年8月6日付けの住民監査請求と同一の財務会計行為を監査請求の対象とするものである。

住民監査請求について法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定められている。

再度の住民監査請求の許否については、昭和62年2月20日最高裁判所判決では、「法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の

2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、不適法な監査請求と判断する。

(2) 公共交通機関の交通費の実費以上の出張経費を市顧問弁護士に支払っていることについての違法性・不当性

「学校日誌ハイキ裁判」における福知山市との訴訟代理人契約に基づき、京都市外への出張経費として1日につき27,777円、本件では大阪高等裁判所に出張した令和2年8月19日と令和2年9月15日の2回分の55,554円が市顧問弁護士に支払われている。

この出張経費には、交通費に加え、市顧問弁護士が出張することにより発生する拘束時間に応じた日当が含まれている。

市顧問弁護士と締結した委託契約書第5条には、「乙が訴訟の遂行上、京都市の事務所より京都市外に出張しなければならない場合は、甲は乙に対し、1日につき27,777円を報償費として支給するものとする。」としている。

平成25年3月21日最高裁判所判決では、「普通地方公共団体が締結した債務を負担する契約については、普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効でない場合には、客観的に見て当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情がない限り、その相手方に対しそれに基づく債務を履行すべき義務を負うものである。」と判示している。

また、出張経費としての弁護士報酬額についても、日本弁護士連合会が弁護士法に基づき、各弁護士が定める弁護士の報酬に関する標準を示した(旧)日本弁護士会連合会報酬等基準(以下「旧基準」という。弁護士法の改正により、平成16年3月31日をもって廃止されたものの、その内容は今も各弁護士事務所の報酬規定の参考とされている。)による計算方法では、日当として、半日(往復2時間を超え4時間まで)は3万円以上5万円以下とされている。

京都市の事務所から大阪高等裁判所までは、公共交通機関で移動すれば往復2時間以上かかることから、市顧問弁護士の1回の出張経費として、27,777円は、日当としては旧基準以下の金額であり、市顧問弁護士の出張経費として、55,554円を支払った額が不当に高いとは言えず、違法又は不当な点は認められなかった。

よって、福知山市が訴訟代理人である市顧問弁護士に出張経費として55,554円を支払った行為は妥当であり、違法・不当であるとする請求人の主張には、理由がないと判断する。

第6 結論

前述のとおり、本件措置請求のうち、成功報酬を市顧問弁護士に支払っていることについては、要件を欠いており不適法であるため、これを却下とし、市顧問弁護士の出張経費に関する主張は、理由がないものと判断し、職員への妥当性のない金額の返還を求める措置の必要は認められないため、これを棄却する。